二　当該特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域内において当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（当該都市再生緊急整備地域に係る地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合　〇・五ヘクタール

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十九号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百号

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第十三条第一項、第七十二条第一項第一号及び第二号、第七十八条並びに第七十九条、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百十八条第二項及び第三項（これらの規定を同法附則第五十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自動車損害賠償保障法施行令の一部改正）

第一条　自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「とおり」を「各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項第一号中「者」を「者　イ又はロに掲げる損害の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額」に改め、同号イ及びロ中「につき」を削り、同項第二号中「者」を「者　イ又はロに掲げる損害の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額」に改め、同号イ及びロ中「につき」を削り、同項第三号中「者を除く。）」を「者を除く。）　イからヘまでに掲げる損害の区分に応じ、それぞれイからヘまでに定める金額」に改め、同号イからヘまでの規定中「につき」を削る。

第二十条の見出し中「てん補」を「塡補」に改め、同条第一項中「第七十二条第一項」を「第七十二条第一項第一号又は第二号」に、「金額は」を「金額は、それぞれ」に、「それぞれ第二条」を「第二条第一項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号」に改め、同条第二項中「第三条の二」を「法第十六条の二の規定及び第三条の二」に、「第七十二条第一項」を「第七十二条第一項第一号又は第二号」に、「行なう損害のてん補」を「行う損害の塡補」に改める。

第二十二条第一項中「てん補額」を「塡補額」に、「てん補すべき」を「塡補すべき」に、「第七十二条第一項」を「第七十二条第一項第一号又は第二号」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令の一部改正）

第二条　自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

自動車事故対策事業賦課金等の金額を定める政令

第一条の見出しを「（自動車事故対策事業賦課金の金額）」に改め、同条中「自動車損害賠償保障事業賦課金」を「自動車事故対策事業賦課金」に、「締結した責任保険又は責任共済の契約ごとに、別表第一の式により算出した金額」を「次に掲げる金額の合計額」に改め、同条に次の各号を加える。

一　自動車損害賠償保障事業に必要な費用に充てるものとして、締結した責任保険又は責任共済の契約ごとに、別表第一の式により算出した金額

二　被害者保護増進等事業に必要な費用に充てるものとして、別表第二の式により算出した金額を基礎として、自動車の運行によつて他人の生命又は身体が害された場合における自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第九条に規定する自動車の種別ごとの損害の状況を勘案して、締結した責任保険又は責任共済の契約ごとに国土交通大臣が告示で定める金額

第二条中「自動車一両ごとに、別表第二の式により算出した金額」を「次に掲げる金額の合計額」に改め、同条に次の各号を加える。

一　前条第一号に掲げる金額に対応するものとして、自動車一両ごとに、別表第三の式により算出した金額

二　前条第二号に掲げる金額に対応するものとして、自動車一両ごとに、同号に規定する国土交通大臣が告示で定める金額の一年分に相当する金額として国土交通大臣が告示で定める金額

別表第一中「$\frac{2}{1,000}$」を「$\frac{5}{10,000}$」に、「$\frac{K}{K+3}$」を「$\frac{K}{K+4}$」に、「$\frac{3}{1,000}$」を「$\frac{2}{1,000}$」に改める。